

経済と経営 17-3 (1987.1)

〈論文〉

第 I 部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第 I 章——第 III 章)

鈴木 秀 勇

第 III 章

本・第 III 章の主題は, 前・第 II 章をうけて, “EoL.”, “DC.”, および “Lev.” の・三つの著述にわたり, “Lev.” に言う「各人にたいする・各人の戦争」の〈個別の諸原因〉を追跡することによって, 上記の「戦争」の生起についてホブズが施す「推論」の分析を, 続行するところに, ある。

I —— A

1) ホブズは, “EoL.” の Pt. I., Chap. 14, §. 1. で, —— 先行する諸章において示されたのは, 「人間の身体と心とが, 自然から与えられてそなえている諸力としての・人間の自然本性全体」は, 「身体の体力」, 「経験」, 「理性」, および「情念」の「四つの力」に含まれる —— としたあと (EoL. p. 70),

2) §. 2. にあって, まず, 「この章では, こうした・私たちの自然本性が, 私たちを, どのような・身の安全の状態においているのか, また, このような・私たちの自然本性が, お互いが加え合う暴力に立ち向かって, 私たち自身を生き長らえさせ, 私たち自身の生命を保存する・どのような見込みを,

私たちに残しておいてくれたのかを、吟味することが、適切でありましょう」と述べ (§. 2. p. 70),

3) つづいて、同じ§. 2. で、こう立論している。

「ところで、第一に、私たちが、成熟した年齢の人間同志のあいだでは、体力の、ないし知識の・優劣の差異が、どれほどほんの僅かであるかを、考慮にいれ、また、体力の上で、ないし知能の上で、あるいは、両者の上で、より弱い人間である者も、より強い人間の力を破壊し去ることができるのは、どれほどたやすいことかを、考慮に入れてみますと、なぜかと申せば、人間ひとりの生命を奪い去るには、ほんの僅かな実力しか、必要ではないからです、私たちとしまして結論することが許されますのは、ひたすらな自然の中で考慮された人間は、自分たち同志のあいだに、平等を、認めなくてはならない、ということであり、[他人がもつものと「平等」なもの]以上を、自分のものであると言い張ることをしない人間が、節度を守っている者として、尊敬されることができる、ということであり、」 (§. 2. p. 70)。

4) 上掲の叙述にあって、ホブズの「結論」——すなわち、「ひたすらな自然の中で考慮された人間は、自分たち同志のあいだに、平等を、認めなくてはならないのです」——に現われる・「平等」なる語は、〈二つ〉の・〈全く相異なる内容〉の「平等」概念を、表示している。

(予め述べれば、

A) ここに言う「ひたすらな自然(mere nature)」とは、また、「こうした・私たちの自然本性 (this our nature)」とも呼ばれるものであり、

i) すなわち、§. 1. での・ホブズの文言にしたがえば、「人間の身体と心とが、自然から与えられてそなえている諸力としての・人間の自然本性全体 (the whole nature of man, consisting in the powers natural of his body and mind)」, すなわち、「身体の体力 (strength of body), 経験 (experience), 理性 (reason), そして、情念 (passion)」である。

ii) ただし、ホブズが、「経験」(ここでは、〈外部感覚内容〉の意)と、「理

性」とを, 「自然から与えられて」いる「力」としていることは, 容認しがたい。

なぜなら, 「経験」を〈獲得〉する「力」(〈外部感覚能力〉)は, もとより, 「自然から与えられて」いる「力」であるにせよ, 〈内容〉をもったものとしての「経験」(〈外部感覚内容〉)そのものは, 〈獲得〉されたものであって, 「自然から与えられて」いることは, ありえないからである。

また, 「理性」は, いわば〈種子〉として「自然から与えられて」いるとはいえ, しかし, あくまで, 〈発育〉をまって初めて「力」となりうるものである以上, 「理性」は, 「自然から与えられて」いる「力」ではないからである。(しかし, 今は, この点には立ち入ることはしない)。

iii) おなじようにして, §.2.に挙げられる「知識 (knowledge)」(「経験」に基礎をおくもの)と, 「理性」に属する「知能 (wit)」とは, まさしく「成人」がもつ「力」であり, すなわち, 〈獲得〉され〈発育〉した「力」であって, したがって, 「自然から与えられて」いる「力」ではありえず, すなわち, 「自然本性」ではない。

iv) 同じく, のちに見る・「認めなくてはならない」「平等」の〈一つ〉, すなわち, 「成熟した人間」のあいだにおける・約言すれば, 「体力」の「平等」, ないしは「知識」の「平等」について言えば, 「体力」と「知識」とは, やはり「成熟した人間」がもつ「力」である以上, もとより, 「自然から与えられて」いる「力」としての「自然本性」ではない。

v) だがしかし, これらの「平等」そのものは, かかる「力」の・各人への〈配分関係〉であり, その〈配分関係〉は, 「自然」以外のものが「与え」・〈定めた〉のではない。

この理由は, のちに“Lev.” Pt. I. Chap. XIII. E., L. prg. 1. の冒頭で, 「自然は, 身体の諸能力と心の諸能力との上で, 人間を, それこそ平等なものに, 造っております」と語られる場合と同一である(本稿・第I部・第II章. II, III (『経済と経営』。17-2.)を, 参照いただきたい)。

こうして、「体力」の「平等」、ないしは「知識」の「平等」の「平等」そのものは、「自然本性」の一つである。

vi) また、これものちに分析することになる〈人間の身体・破壊にたいする脆弱性〉は、「成熟した人間」であると否とにかかわらぬ事柄であるから、明らかに、「人間の身体…が、自然から与えられてそなえている」・〈負〉の「力」として、一つの「自然本性」である。

vii) ところで、この〈脆弱性〉を〈根拠〉とする・〈人間が人間を打ち殺すことの容易性〉は、言うまでもなく、「力」ではない。

がしかし、この〈容易性〉は、上記の〈脆弱性〉という「自然本性」以外のなにものをも〈根拠〉としていない以上、やはり、一つの「自然本性」である、としなければならぬ。

viii) また、これも以下に分析する・「認めなくてはならない」「平等」の〈いま一つ〉のもの、すなわち、〈人間が人間を打ち殺すことの容易性〉の「平等」もまた、上に、「体力」の「平等」、ないしは「知識」の「平等」の・その「平等」について述べたのに似て、あの〈容易性〉という「自然本性」の・各人への〈配分関係〉であり、しかも、「自然」のみによって「与えられ」・〈定められた〉「平等」として、ひとしく、「自然本性」の一つである。

B) 以上からすれば、「ひたすらな自然の中で考量された人間(men considered in mere nature)」とは、上に挙げた諸「自然本性」の限界の中でのみ考察・吟味された人間、の意である。

C) さらにまた、かかる「人間は、自分たち同志のあいだに、平等を、認めなくてはならない…」とされるのは、前記の・〈二つ〉の内容の「平等」を「認めなくてはならない」という意味であるにとどまらず、その・〈二つ〉の「平等」を、「自然から与えられて」いる「力」として、「認めなくてはならない」、ということの意味するものである。

a) さて、そこで、まず、〈第一〉の「平等」概念は、上掲の叙述の末尾に、「〔他人がもつものと「平等」なもの〕以上を、自分のものであると言い張る

ことをしない人間 (he that claimeth no more (than what is equal with other's))」と言われる時, そこに含意されている「平等」概念と同一のものであって,

i) すなわち, それは, 「人間の自然本性」についての・〈第一〉の「考量」内容から言いかえれば, 「成熟した年齢の人間のあいだにあっては, 体力 (strength) の, ないしは知識 (knowledge) の・優劣の差異 (odds)」が, 「のんの僅かである」ことから「結論」されるどころの・「体力」の「平等」, ないしは「知識」の「平等」を, 意味し, それを内容とする「平等」概念である。

ii) そして, 再言すれば, かかる「平等」は, 「自然から与えられて」いる「力」である。

iii) であるとする, この・〈第一〉の「平等」概念は, “Lev.” Pt. Chap. XIII. E., L. prg. 1. の冒頭に, 「自然は, 身体の諸能力と心の諸能力との上で, 人間を, それこそ平等なものに, 造っております」と語られる「平等」を意味する・“Lev.”での〈第一の「平等」概念〉の原形であると思われるかも知れない。

iv) けれども, “Lev.”での・この〈第一の「平等」概念〉は, 本稿・第I部・第II章・II (『経済と経営』。17-2.) に分析したとおり, 〈「各人」が, 「どのような利益」であれ, その「利益」を, 他の・いかなる「各人」とも「同じ程度で」, 「自分のものであると言い張る」〈ことができる〉〉ことを, 意味するものであったし, そして, この〈第一の「平等」概念〉の〈根拠〉が, “Lev.”での〈第二の「平等」概念〉, すなわち, 同じく上掲・第I部・第II章・IIに見たように, 「人間」は, 「身体の諸能力」と, 「賢さ」を含む「心の諸能力」との「すべて」の「総計」にあって, 「平等」である, という意味での「平等」概念であるのであった。

v) このところからすれば, 上に見た・“EoL.”にあっての〈第一〉の「平等」概念は, 実は, “Lev.”での・この〈第二の「平等」概念〉の〈萌芽〉と,

見なされるべきものである。

b) i) ところで、ホブズは、〈第二〉の「考量」内容にあつては、上記の〈第一〉の「考量」内容に反して、「体力の上で、ないしは、知能の上で、あるいは、両者の上で」、「より弱い人間である者」と「より強い人間」という「優劣の差異」を、認めている。

ii) がしかし、ホブズによれば、同時に、その「優劣の差異」の〈効果〉は、(のちに、“DC.”に明示されるように)、上述・A) に挙げた「自然本性」の一つたる〈人間の身体の・破壊にたいする脆弱性〉によって、〈消滅〉せしめられる、とされるのであって、

iii) ホブズは、この〈脆弱性〉を根拠に、「人間ひとりの生命を奪い去る (the taking away of a man's life. [打ち殺す]) には、ほんの僅かな実力しか、必要ではない」と立論し、

iv) そして、さらに、この立論を根拠に、「体力の上で、ないしは、知能の上で、あるいは、両者の上で、より弱い人間である者が、より強い人間の力を破壊し尽す (utterly destroy the power. [生命を奪い去る]。[打ち殺す]) ことができるのは、どれほどたやすいことか」という帰結を導き出し、

v) 上記・iii) の立論と、iv) の帰結とを、さきに見た「結論」に含まれる・〈第二〉の「平等」概念の根拠とするのである。

vi) してみれば、〈第二〉の「考量」内容から「結論」される・〈第二〉の「平等」概念は、(〈人間の身体の・破壊にたいする脆弱性〉という「自然本性」を〈根拠〉にした)「人間の生命を奪い去ること」の〈容易性〉の「平等」、あるいは、「…人間の力を破壊し尽す」ことの〈容易性〉の「平等」、約言すれば、〈各人が各人を打ち殺すことの容易性〉の「平等」を、意味するものである。

vii) そして、この・〈容易性〉の「平等」は、前述・A) をくりかえせば、一つの・「自然から与えられて」いる「力」である。

5) a) ところで、〈第一〉の「平等」概念(「成熟した年齢の人間のあい

だにあって」の・「体力」の「平等」, ないし「知識」の「平等」を意味するもの) と, <第二> の「平等」概念 (<各人が各人を打ち殺すことの容易性> の「平等」を意味するもの) とは, 互いに <全く相異なる内容> であるにも拘らず, しかし, 互いに <無縁> であるのでは, ない。

すなわち, 上掲・本・第I部・第II章。II (『経済と経営』。17-2.), および, 第II部・第III章 (『教養部紀要』。第29号.) とに述べたように, “Lev.” にあっての <第一の「平等」概念> <「各人」が, 「どのような利益」であれ, その「利益」を, 他の・いかなる「各人」とも「同じ程度で」, 「自分のものであると言い張る」 <ことができる>> ことを, 意味する) と, <第二の「平等」概念> (<「各人」は, 「身体の諸能力と心の諸能力との「すべて」の「総計」においては, 「平等」である> ことを, 意味する) とは, <合して>, 「各人にたいする・各人の戦争」の <総原因> が, 自らの両者であることを, 告げるものであった。

それとひとしく, “EoL.” においても, 上記の・<二つ> の「平等」概念は, <合して>, ある事柄を語るものである。

b) ただ, “Lev.” の場合に, <二つ> の「平等」概念が, <合して>, 上述のことを告げるのは, ——<第二の「平等」概念> に含まれる・「身体の諸能力と心の諸能力」との「すべて」の「総計」が, この <第二の「平等」概念> を <根拠> とするところの <第一の「平等」概念> のうちにある事柄, すなわち, 「各人」が, 「どのような利益」であれ, その「利益」を, 他の・いかなる「各人」とも「同じ程度で」, 「自分のものであると言い張る」こと自体のために, <行使> されることによるのであった。

c) これにひきかえ, 「体力」の「平等」, ないしは「知識」の「平等」を意味する・“EoL.” における・<第一> の「平等」概念, (“Lev.” にあっての <第二の「平等」概念> の <萌芽> であるもの) は, それと <合して>, 「お互いが加え合う暴力 (the violence of one another) (“EoL.”) [すなわち, “Lev.” に言う「各人にたいする・各人の戦争」に該当するもの] の <総原因> は,

自らの両者である、と語りうる・〈いま一つの要因〉 (“Lev.”における〈第一の「平等」概念〉に相当する)を、欠いている。

それゆえ、“EoL.”における・〈二つ〉の「平等」概念が、〈合して〉語るのは、「お互いが加え合う暴力」の〈総原因〉では、ない。

d) だがしかし、〈破壊にたいする脆弱性〉をもつ〈人間の身体〉を〈破壊〉する〈手段〉は、“EoL.”にあつての・〈第一〉の「平等」概念の中に含まれている「体力」ないし「知識」の〈行使〉以外には、ありえないのである。

e) してみれば、かかる〈手段〉としての「体力」の「平等」、あるいは「知識」の「平等」を意味する・“EoL.”での・〈第一〉の「平等」概念が、〈合すべきものは、まず、〈第二〉の「平等」概念の〈根拠〉たる〈人間の身体の・破壊にたいする脆弱性〉であり、つぎに、したがって、〈各人が各人を打ち殺すことの容易性〉であり、そして、最後に、この〈容易性〉の「平等」を意味する・〈第二〉の「平等」概念である。

f) そして、上記の・〈打ち殺すことの容易性〉の「平等」は、〈破壊〉の〈手段〉たる「体力」の、また、「知識」の、「平等」によって、〈容易性〉の〈確実性〉を意味するものとなり、さらに、その〈確実性〉は、〈容易性〉の〈普遍化〉を意味するものとなる。

g) そこで、以上からすれば、上記の・〈二つ〉の「平等」概念が、〈合して〉語ることになるのは、「お互いが加え合う暴力」とは、偶発的なものでは全くなく、ひろく、「各人」の「生命の保存」にたいする〈危険の遍在〉を意味するものである、ということである。

h) 上述を裏づけるのは、“EoL.”の・本・§. 2. の冒頭に記された・ホブズの自問——くりかえせば、「こうした・私たちの自然本性 (this our nature) が、私たちを、どのような・身の安全 (security) の状態においているものであるか、また、こうした・私たちの自然本性が、お互いが加え合う暴力に立ち向かって、私たち自身を生き長らえさせ、私たち自身の生命を保存させる (continuing and preserving ourselves) ・どのような見込み (probability)

を, 私たちに残してくれているのか」——である。

すなわち, 最初に記されている「こうした・私たちの自然本性」とは, 前見のとおり, <人間の身体の・破壊にたいする脆弱性>, <各人が各人を打ち殺すことの容易性>と, それの「平等」, 上の<破壊>の<手段>たる「体力」ないし「知識」の「平等」を, 含むものであるが, とりわけ, ここに挙げた諸「自然本性」と「自然から与えられて」いる「諸力」とが, 「お互いが加え合う暴力」を<形づくる>ものである。

それゆえ, この諸「自然本性」・「諸力」が「私たちをおいている」「身の安全の状態」とは, 実は, 反語であって, 後見のとおり, 「情念」を<最初の契機>とする・「お互いが加え合う暴力」の状態を, 意味するものにほかならない。

ところで, その「暴力」たるや, 「私たち自身」が, 「生き長らえ」, ・「生命を保存」するのに, 「どのような見込み」が<残されているか>と問わずにはおられぬ底の「暴力」なのである。

とするならば, 「情念」を<最初の契機>とする・かかる「お互いが加え合う暴力」を<形づくる>もの, ——すなわち, 一つには, 「体力」ないし「知識」の「平等」を意味する・<第一>の「平等」概念と, 二つには, <破壊にたいする・身体の脆弱性>を<根拠>とする<各人が各人を打ち殺すことの容易性>の「平等」を意味する・<第二>の「平等」概念と——が, <合して>語っているのは, やはり, 「各人」の「生命の保存」にたいする<危険の遍在>である, としなければならないのである。

(なお, 第二に記される「こうした・私たちの自然本性」, すなわち, 「私たち自身を生き長らえさせ, 私たち自身の生命を保存させる」「見込み」を「残してくれている」ものは, 本稿・第II部・第三章 (『教養部紀要』。第29号.) に分析した・“*EoL.*”における・「自然に基づく権利」を基礎づけるところの「自然」である)。

i) ホブズが, “*Lev.*” Pt. I. Chap. XIII. E. prg. 9 ; L. prg. 6.で, 「各人に

たいする・各人の戦争」という・「自然による・人類の身の上」の「惨めさ」を枚挙する時、「いちばんつらいのは、非業の死にたいする・果てしもなくつづく恐怖と、非業の死の・果てしもなくつづく危険とであります」(*Lev. Chap. XIII. E. prg. 9. p. 186 ; L. prg. 6. OL. III · pp. 99-100*) とする背後には、「*EoL.*」について、上のように分析される・「各人」の「生命の保存」にたいする〈危険の遍在〉という思考があった、と見るべきであろう。

そして、言うまでもなく、「*Lev.*」では、この〈危険の遍在〉、「…死にたいする…恐怖」、「…死の…危険」が、人間を「戦争」から「平和」へ転換させる「力」の一つである。

j) 以上のようにして、i) 「*Lev.*」における「各人にたいする・各人の戦争」と、「*EoL.*」にあってこれに相当する「お互いが加え合う暴力」とは、いずれも、「情念」を〈最初の契機〉とするものであるが（「*Lev.*」の場合、「理性」・「賢さ」もまた、〈契機〉でありながら、叙述の上には、殆ど姿を現わしていない）、「各人にたいする・各人の戦争」は、「*Lev.*」での〈第一の「平等」概念〉と〈第二の「平等」概念〉とが〈合した〉ものを〈総原因〉とするのにたいし、「お互いが加え合う暴力」は、「*EoL.*」にあっての・〈第一〉の「平等」概念が意味するもの（「体力」ないし「知識」の「平等」）と、〈人間の身体・破壊にたいする脆弱性〉を根拠とする・〈各人が各人を打ち殺すことの容易性〉の「平等」（〈第二〉の「平等」概念が意味するもの）と——この〈二つの〉の「自然から与えられて」いる「力」——から、〈形づくられる〉。

ii) そして、「*EoL.*」の・〈第一〉の「平等」概念と〈第二〉のそれとが〈合して〉語るのは、「お互いが加え合う暴力」の〈総原因〉ではなく、この「暴力」は、「各人」の「生命の保存」の〈危険の遍在〉を表現しているものにほかならない、ということである。

6) つぎに、上に見た・〈二つ〉の「平等」概念からするならば、「……人間は、自分たち同志のあいだに、平等を、認めなくてはならない」と言われる意味も、もとより、三つであることになる。

a) 一つには, ——「各人」は, 「体力」の「平等」, ないし「知識」の「平等」を, そしてまた, それぞれを「自然から与えられて」いる「力」として, 「認めなくてはならない」。また, かく〈認める〉ことが, 「節度を守っている」ことである —— という意であり,

b) 二つには, 〈各人が各人を打ち殺すことの容易性〉の「平等」を, かつまた, その「平等」を「自然から与えられて」いる「力」として, 「認めなくてはならない」, の意であり,

c) 三つには, 「お互いが加え合う暴力」とは, 「各人」の「生命の保存」にたいする〈危険の遍在〉を示すものにほかならぬことを, 「認めなくてはならない」, の意である。

7) a) ところで, “EoL.” にあって, 「体力の上で, ないしは知能の上で, あるいは両者の上で, より弱い人間である者が, より強い人間の力を, 破壊し尽くすることができる……」とする文言は, のちに見るとおり, “DC.” での・同論旨の叙述をへて, “Lev.” が, 「いちばん体力の弱い者でさえも」, 「身体の諸能力」と「心の諸能力」との「すべて」を「総計」しての〈行使〉である「人目にかくれた計略」ないし「自分と同じ・身の危険にさらされている者たちと仲間を組む」ことによって, 「いちばん体力の強い者をさえ」, 「殺してしまう」としている言句に, 合致するものである。

b) しかしながら, “Lev.” に現われる関係 —— すなわち, 「いちばん体力の弱い者でさえも」, 「いちばん体力の強い者をさえ」, 「殺してしまう」ことが, 一つには, 〈第一の「平等」概念〉と〈合して〉「各人にたいする・各人の戦争」の〈総原因〉となる〈第二の「平等」概念〉の例示である, という関係 —— は, “EoL.” には存在しない。

“EoL.” において成立する関係は —— 「…より弱い人間である者が, より強い人間の力を, 破壊し尽くすることができる」ことは, 〈第一〉の「平等」概念とともに, 「お互いが加え合う暴力」の〈総原因〉たりえない (前述・5)) ・〈第二〉の「平等」概念に含まれている・二つの「自然本性」(〈人間の身体

の・破壊にたいする脆弱性〉と、したがってまた、「…人間の生命を奪い去ること」の〈容易性〉の例示であるにとどまる——という関係である。

8) ところで、“*EoL.*”の§. 2. は、上述のように、「各人」が「各人」の「生命を奪い去ること」の〈容易性〉の〈根拠〉(〈人間の身体の・破壊にたいする脆弱性〉)は語っているにせよ、この「生命を奪い去ること」自体について、また、「…より弱い人間である者が、より強い人間の中を、破壊し尽す」ことについて、さらに、「各人」の「生命の保存」にたいする〈危険の遍在〉を表わす「お互いが加え合う暴力」(「各人にたいする・各人の戦争」)について、その〈総原因〉を示すことができぬ所論から成るものであるばかりでなく、また、それらの〈個別の原因〉を示すことを意図しては、いない。

9) すなわち、ホブズは、以下に見る・次・§. 3. にあって、「お互いが加え合う暴力」の、しかし〈総原因〉をではなく、〈二つの・個別の原因〉の挙示に、進むのである。

そして、その〈個別の原因〉は、「[他人がもつものと「平等」のもの]以上を自分のものであると言い張ること」をさせずにはおかぬ・〈二種類〉の「情念」、とりわけ「欲求」(「欲求」)を、〈最初の契機〉とするものである。

I — B

1) すなわち、“*EoL.*” §. 3. には、こう述べられる。

「これにひきかえて、人間のあいだには、人間 (men) の諸情念 (passions) の分散から生ずる・大きな相違 (the great difference) があることを、考量に入れますと、すなわち、ある種の人間たち (some) は、自分が仲間と、力の上で平等である場合にばかりでなく、力の上で仲間より劣る場合にも、自分は、自分の仲間よりも、[力の上で] 先を行っている (precedency), 上に立っている (superiority) と、心にうぬぼれた・思い上がりを抱き (are vainly glorious), それゆえ、[力の上で] 仲間より先を行き・上に立つことができるという見込みをもつものである、ということ、考量に入れますと、私たち

としまして容認しないわけにはまいりませんのは, 必然に生じないではないのは, 節度を守っている人間たち, すなわち, 自然に基づく平等以上のものは, なに一つ求めず期待しない人間たちは, 他方の人間たち〔上述の「ある種の人間たち」〕の実力にさらされることを, 免れない (shall be obnoxious to the force of others), なぜなら, 他方の人間たちは, 節度を守っている人間たちを, 屈服させることを企てようとする (will attempt to subdue) からである, ということであります。そして, このところから出てまいるのは, 人類をあまねく蔽う不信 (a general diffidence in mankind) でありますし, また, お互いにたいする・共通の恐怖 (mutual fear one of another) であります」 (EoL. Pt. I. Chap. 14. §. 3. pp. 70—71)。

2) a) 上に見るとおり, ホブズは, 「お互いが加え合う暴力」の〈原因〉の・最初の要因を,

i) 自らが「力 (power. §. 2. の規定に照らせば, 「体力」と, 「経験」ないし「知識」, 「理性」あるいは「知識」という「力」) の上で, 仲間と平等である場合ばかりでなく, 「仲間よりも劣っている場合にも」, 自分は, これらの「力」にあって仲間の「先を行き, 上に立つ」者である, と〈心に思い上がり〉を抱いている〉「ある種の人間たち (some)」の存在に, おく。

ii) その〈思い上がり〉は, 〈思い上がり〉の「欲求」(「欲望」)——「自然から与えられて」いる「力」の一つである「情念」——以外のところからは, 生じてこないはずのものである。(後述・II—A, 17) 参照)。

iii) そして, 「ある種の人間たち」は, 〈思い上がり〉の「欲求」を「原動力」として, 「力」にあって仲間の「先を行き, 上に立つ」という〈行動〉に出る。

b) i) しかし, 同時に, ホブズが, かかる「ある種の人間たち」に対置させるのは, 「思い上がり」の「欲求」を抱かず, すなわち, 「自然から与えられて」いる・上記の(「平等」な)「諸力」「以上を自分のものである」と言い張ることをしない人間たち(「節度を守っている人間たち」)の存在である。

ii) この対置の意味は、かかる対置が、「ある種の人間たち」の・前述の〈行動〉が、なによりも「節度を守っている人間たち」に向けられること、言いかえれば、前者の「人間たち」が、後者の「人間たちを屈服させることを企てようとする」こと——「屈服させる」〈行動〉への〈意志〉の生起——の前提である、というところにある。

iii) ところで、「ある種の人間たち」は、「力」にあつて他人の「先を行き、上に立っている」と「心に思い上がりを抱いている」以上、自分は、「節度を守っている人間たち」を「屈服」させる〈行動〉を〈なしとげることができる〉、という「見込み」を抱かずにはいない。（“Lev.”にあつては、「欲求」の対象を〈獲得することができる〉という「予測」を伴つた「欲求」が、「見込み」である。（Lev. Pt. I. Chap. VI.））。

iv) 〈行動〉が一般に、〈力に支えられた身体活動〉であることは、言うまでもなく、とりわけて、上記の「見込み」を伴つて「節度を守っている人間たち」を「屈服」させる〈行動〉は、その〈行動〉をとる人間の・「実力」をあげての〈身体活動〉である。

v) それゆえ、あの「見込み」と、かかるものとしての〈行動〉とからするならば、「節度を守っている人間たち」は、自らを「屈服させることを企てようする」「ある種の人間たち」がふるう「実力にさらされることを、免れない」。

3) a) しかるに、他人の「実力」によつて「屈服」せしめられることは、おのれの「自由」を奪われることにほかならぬにとどまらず、「自由」を奪われることは、自らの「生命」を奪われる可能性の大であることを、意味する。

b) しかしながら、「節度を守っている人間たち」といへども、「自然」（ホブズの〈第三の「自然」概念〉が意味する「自然」）が、その「人間」たちの「生命運動」と「生命の保存」とを〈意志〉していることに、変りはなく、ないしは、この「人間たち」が、〈自分の生命の保存〉にたいする「欲求」をもっていることに変りはない。

4) してみれば, 「節度を守っている人間たち」が, 「ある種の人間たち」の〈行動〉が, 自らの「生命」(「生命運動」)を奪うことがありうる, という〈予想〉を抱き(この〈予想〉が, 前者の「人間たち」にたいする「不信」である), その〈行動〉にたいする・「嫌悪」の「情念」をもち, そして, かかる「人間たち」にたいする「恐怖」の感情・情念(“Lev.”によれば, 「恐怖」とは, 「嫌悪」している対象から傷害を蒙るという予測を伴った「嫌悪」である(Lev. Pt. I. Chap. VI.))をもつことは, 〈必然〉である。

5) a) そして, 上記の「嫌悪」と「恐怖」という「情念」は, 「節度を守っている人間たち」に, 自らを「屈服」させることを企て, 「生命」を奪うことがありうる〈行動〉をとる「ある種の人間」よりも「力」にあつて「先を行き, 上に立つ」〈行動〉をとらしめ, 言いかえれば, この「人間たち」を「屈服」させる〈行動〉へ突き動かす「原動力」とならずにはいない。

b) しかしながら, 「節度を守って」いた「人間たち」は, 「自然に基づく」・「諸力」の「平等」を「認めて」いたのであるから, 上記の〈行動〉は, 「嫌悪」と「恐怖」とを「原動力」とはするものの, やはり, 〈思い上がり〉——自分の「力」が, 「ある種の人間たち」の「力」の「先を行き, 上に立っている」とする〈思い上がり〉に支えられているのでなければならず, そして, その〈思い上がり〉が発するのは, 〈思い上がり〉の「欲求」から以外ではない。

6) a) 以上のようにして, 〈思い上がり〉の「欲求」と〈思い上がり〉とは, 「ある種の人間たち」から, 「節度を守っている人間たち」に, 拡大し,

b) 双方の「人間たち」のあいだに, 〈互いに相手を〉「屈服」させる〈行動〉, 「力」において〈互いに相手〉の「先を行き, 上に立つ」〈行動〉が, 生じないではない。

c) このことは, 「節度を守っている人間たち」が, もはや, 「節度を守る」ことを〈やめた〉ことであり, すなわち, 「ある種の人間たち」と〈同列〉にあるものとなったことであつて, 両者の相違は, 〈消滅〉したのである。

7) とすれば、前出・3) に見た「不信」と「嫌悪」と「恐怖」とは、ひとり「節度を守っている人間たち」が「ある種の人間たち」にたいして抱くものであるにとどまらず、後者の「人間たち」も、かつて「節度を守っていた「人間たち」にたいして抱くものであることになる。

すなわち、あの「不信」と「嫌悪」と「恐怖」とは、〈あらゆる人間のあいだに〉、「各人」相互のあいだに、〈拡大〉し〈普遍化〉したのである。

ホブズが、「このところから出てきますのは、人類をあまねく蔽う不信と、お互いにたいする・共通の恐怖とであります」と言うのは、上見の経緯に基づくものである。

8) そして、それゆえに、§. 3. の叙述は、〈思い上がり〉の「欲求」を抱く「ある種の人間たち(some)」を主語として始まったが、結論が示される時、主語は、「人類」、あるいは「人間(men)」へ、また、〈お互い(one another)〉へ、変るのである。

9) そこで、「人類」ないし「人間」あるいは〈お互い〉が、すでに見たように、〈思い上がり〉の「欲求」、「嫌悪」、「共通の恐怖」という諸「情念」と、そして「あまねく蔽う不信」とから、〈お互い〉を「屈服」させ、すなわち、「自由」を奪い、それゆえ「生命」を奪いうる〈行動〉に駆り立てられることが、とりもなおさず、「お互いが加え合う暴力」であり、“Lev.”に言う「各人にたいする・各人の戦争」である。

10) だがしかし、この「お互いが加え合う暴力」は、上記・3)以下9)に至るまでに辿ったところからするならば、本稿・第II部・第三章・X), P) (『教養部紀要』第29号.)において分析した・“EoL.”の・この同じPt. I. Chap. 14., §. 6.に規定されている「自然に基づく権利」(「各人が、自分がそなえている・一切の力をふるって、自分自身の生命と手足とを保存[防衛]する」〈行動〉にたいする「自然権」)が、かつて「節度を守っていた人間たち」から、この「人間たち」を「屈服」させようと企てる「ある種の人間たち」に、〈拡大する〉ことにほかならない、ということが、知られる。

11) それゆえ, “*EoL.*” の§. 3. にあつては, 上記の「暴力」の〈個別の原因〉は, 「ある種の人間たち」が抱く・〈思い上がり〉の「欲求」を〈最初の契機〉とし, 前記・3), b) の・「各人」が〈自分の生命の保存〉にたいして抱く「欲求」に基づいた・「各人」の「自然権」である, としなければならない。

I — C

1) ところが, ホブズは, “*EoL.*” §. 4. では, 「ある種の人間たち」が〈思い上がり〉の「欲求」を抱く, というところから, ではなく, 「各人 (every man) は, 自分自身の力を高く見積る…ものでありますから (thinking well of hiwself)」と, 「各人」がもつ・〈思い上がり〉の「欲求」から, 立論を出発させるのである。

2) 〈思い上がり〉とは, 自分の「力」が他人の「力」の「先を行き, 上に立っている」とする〈思い込み〉である以上, この〈思い上がり〉を生む「欲求」(「情念」)は, 同時に, 〈必然に〉, 他人の中に, 自分がもっていると〈思い込んでいる〉のと「同一」の「力」を, 〈認めたくない〉——言いかえれば, 〈認めること〉にたいする「嫌悪」という——「情念」に, 伴われている。

3) それゆえ, もし, 他人の中に, 実際に, 自分がそなえていると〈思い込んでいる〉のと「同一」の「力」があるのを, 目にすることがあれば, 〈思い上がり〉の中にある「各人」の心に燃え上がるのは, 〈必然に〉, その他人にたいする(〈激しい嫌悪〉という意味での)「憎悪 (hatred)」の「情念」である。

4) こうして, 「各人」が, 〈思い上がり〉の「欲求」をもち, したがって, 〈思い上がり〉の中にある以上,

a) 他人の中に, 自分がもっていると〈思い込んでいる〉「力」と「同一」のものを目にする時,

b) 「各人」は、〈必然に〉、上記の「嫌悪」の「情念」を「原動力」として、

c) その他人の・別の「力」における弱さを、自らの・別の「力」の上での強さと「比較」した上で、

d) 相手の・その「力」の弱さにたいする「軽蔑 (contempt)」の〈感情ないし情念〉の表現であり、かつ、上見の「憎悪」の「情念」の表現である・「軽蔑と憎悪との、語、および、そのほかのしるし」を投げつける、という〈行動〉を、とらずにはいられない。

e) すなわち、自らが抱く・〈思い上がり〉の「欲求」を満足させ、かつは、自分の「力」が、その相手の「力」の「先を行き、上に立つ」ことを、相手に示す、という〈行動〉をとらずにはいられない。

5) 「各人」が〈思い上がり〉、「欲求」を抱いているからには、上記の〈行動〉は、〈必然に〉、「お互い」に向かって、行なわれる。

6) そして、もとより、「お互い」に向かって、投げつけられ合う「軽蔑と憎悪との、語と、そのほかのしるし」とは、〈必然に〉、「お互いに相手の怒りをかき立て (prvoke)」ずにはいない。

7) 以上を、ホブズは、「人間というものは、自然から与えられている情念〔〈思い上がり〉の「欲求」という「情念」〕によって、いろいろな仕方でお互いに相手の心を傷け合うものであります」と言うのである。

「軽蔑と憎悪」との表現によって「傷つけられた」「心」が抱くのは、「怒り」以外のものではないからである。

8) a) ところで、「お互いに相手」から「怒りをかき立て」られた「各人」が、〈必然に〉「欲求」するのは、おのれに向かって「軽蔑」と「憎悪」とのしるしを投げつけた「相手」にたいし、〈現実〉に「先を行き、上に立つ」ことであり、すなわち、〈現実〉に自分を「軽蔑」・「憎悪」し「怒り」を与える「相手」を「屈服」させることであり、そして、この「欲求」から生まれるのは、〈必然に〉、「屈服」させる〈行動〉である。

b) この〈行動〉は, 本章・前出・I —— B, 1), b), iv)に述べたとおり, 〈行動〉する人間の・「実力」をあげての〈身体活動〉である。

9) こうして, 〈思い上がり〉の「欲求」という「情念」に駆られる「各人」は, 「最後には」, 「体力と身体の実力と (strength and force of body) によって, [力の] 優位に決着をつけずにはすまない (must determine the pre-eminence)」のである。

10) そして, この「決着をつけ」る・「各人」の上記の〈行動〉が, 「お互いが加え合う暴力」であり, §. 5. に言われる「戦争 (battle)」である。

以上に分析したところを, ホブズは, §. 4. で, つぎのように述べている。

「第四節。さらにその上, 各人は, 自分自身の力を高く見積り, 他人の中に, それと同じものがあるのを目にするのを憎悪する〔強く嫌悪する〕ものでありますから, 人間は, 自然に基づく情念によって, いろいろな仕方でお互いに相手の心を傷つけ合う (offensive) のでありまして, それゆえ, 人間は, あらゆる比較につきものの・軽蔑と憎悪との, 語により, また, そのほかのしるしによって, お互いに相手の怒りをかき立てずにはいられないのです。こうして, ついに最後には, 人間は, 体力と身体の実力とによって, [力の] 優位の決着をつけずにはすまないのです」(EoL. Pt. I. Chap. 14. p. 71)。

11) してみると, “EoL.” Pt. I. Chap. 14.の§. 4. にあっては, 「お互いが加え合う暴力」の「原因」は, もはや「ある種の人間たち」の, ではなく, 「各人」の, 〈思い上がり〉の「欲求」という〈最初の契機〉が, 〈相互にたいして〉「軽蔑」・「嫌悪」を表現する〈行動〉, すなわち「相手の心を傷け合う」〈行動〉と, その〈行動〉によって「怒りをかき立てる」〈行動〉と, それをつうじて, 〈現実〉に「力」の上で「相手」の「先を行き, 上に立つ」すなわち「優位」を奪取するために, 「体力と身体の実力と」を〈行使〉する, という〈行動〉との, —— 要するに, かかる・一連の〈行動〉の——「原動

力」となる、というところにあることになる。

12) ところで、のちの“Lev.” Chap. VI.によれば、i) 「嫌悪する」対象によって傷害を蒙る、という予測を伴っている嫌悪」が、「恐怖」であるが、これにたいして、ii) 「その傷害を、これに抵抗することによって、回避できる、という見込みを伴っている嫌悪」が、「剛気 (Courage. L. fortitûdo.)」であり、そして、iii) 「突然こみ上げる剛気」が、「怒り (Anger. L. ěra)」である、とされる (E. prg. 16, 17, 18, p. 123 ; L. prg. 13, 14, 15, OL · III. p. 44)。

b) してみると、「怒り」は、まず、根本にあっては「嫌悪」であり、あるいは、「嫌悪」の一つの様態であるが、しかしまた、「傷害」を、「これに抵抗することによって」、「回避できる」、という「見込みを伴っている」「嫌悪」たる「剛気」が「突然にこみ上げる」ことである。

c) 「嫌悪」とは、すでに知ったとおり (本稿・第II部。第三章。IV) (『教養部紀要』。第29号。)), 「生命運動」を「妨害する」・「攪乱する」・「弱める」ところの「内側へ向かう」〈内部運動〉を受けた心臓が発する一つの「外側へ向かう」〈内部運動〉 (上記の「内側へ向かう」〈内部運動〉を生ぜしめる〈外部運動〉を発出する「外部にある対象」「から退く」・「外側へ向から」〈内部運動〉), ないしは、かかる「努力」である。

d) i) したがって、「怒り」は、「生命運動」がそのために営まれる「生命」そのものが〈妨害され〉・〈攪乱され〉・〈弱められる〉こと、すなわち「傷害を蒙る」ことを、前提とするものである。

ii) しかるに、「怒り」は、かかる「傷害」を、「これに抵抗することによって」、「回避できる」、という「見込みを伴っている」ものとしての「剛気」が「突然にこみ上げる」ことなのであった。

e) 「生命」にたいする「傷害」について、かかる「剛気」が「突然にこみ上げる」ことは、「自然に基づく権利」 (すなわち、「各人が、自分がそなえている・一切の力をふるって自分自身の生命と手足とを保存〔防衛〕する」

第1部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第I章—第XII章) 47

〈行動〉にたいする「自然権」) を行使する者にのみ, 自らに不可分離なものとして, 生じうるところである。

なぜなら, 一つには, 「自分自身の生命」を保存〔防衛〕する」とは, その「生命」にたいする「傷害」を, 「これに抵抗することによって」, 「回避すること」にほかならないのであり, 二つには, その時に上記の「剛気」を伴わなくては, 「自然に基づく権利」は, 空しいものであるからである。

f) こうして, かかる「剛気」が「突然にこみ上げた」ものが「怒り」であるとすれば, 「怒り」とは, 上記の内容の「自然に基づく権利」を表現する「情念」である。

g) はたして, この間の経緯を立証するかのように, アダム・スミスは, 「^{いきとお}憤り (resentment) は, 自然の手で (by nature), 私たちに, 防衛 (defence) のために, そして, 防衛のためにだけ, 与えられているように思われるのです」と言い, 「憤り」のもつ・かかる意味に基づいて, つづけて, 「憤りは, 正義の保護者 (the safeguard of justice) であり, また, 罪なきことがもつ保防衛手段 (the security of innocence) であるのです」と規定している (“*The Theory of Moral Sentiments.*” Part II. Section II. Chap. I. prg. 4. The Glasgow Edition of the Works, etc. Oxford, 1976. p. 79. Part I. Section II. Chap. III. prg. 4. でも, 「憤り」, 「怒り (anger)」等の「情念」は, 「正義の守護者 (the guardian of justice)」と呼ばれている。“TMS.” p. 35)。

13) こうして, “*EoL.*” Pt. I. Chap. 14. の§. 4 にあっては, 「お互いが加え合う暴力」の〈個別の原因〉は, 「各人」が抱く・〈思い上がり〉の「欲求」を〈最初の契機〉とし, 「各人」の・〈自分の生命の保存〉にたいする「欲求」に基づく「自然権」である。

I — D

1) 「お互いに加え合う暴力」の〈個別の原因〉の〈いま一つ〉を形づくる〈最初の契機〉は, “*EoL.*” の§. 5. に示されるとおり, 〈共同の享受・共同

の分割〉の不可能な「目的であるもの」にたいする「多数の人間の欲求」である。

「その上、多数の人間の欲求 (appetites) が、多数の人間を、同一の・目的でありますもの (one and the same end) へ向かって引きずっていくものである、ということを考量に入れ、その・同一の・目的でありますものは、時として、共同では享受されることができないことがあり (can neither be enjoyed in common), また、共同に分割されることができないことがある (nor [be] divided [in common]), ということを考量に入れますと、帰結しますのは、力のより強い者が、ひとりで、その・目的であるものを享受するほかはない、ということでありまして、そして、誰が力のより強い者であるかは、戦争 (battle) によって決定されるほかはない、ということでありまして」 (EoL. Pt. I. Chap. 14. §. 5. p. 71)。

2) ところで、本稿・第II部。第III章 (『教養部紀要』。第29号。) に見たとおり、ホブズにあっては、「欲求」の対象は、〈欲求する者にとっての「よいもの」〉であるのであった。

してみれば、ここに言われる「欲求」される「目的であるもの」もまた、「よいもの」・「利益」である。

3) だがしかし、「戦争」は、上掲の叙述の論理にしたがえば、「目的であるもの」・「利益」が、「共同では享受されることができない」こと、「共同に分割されることができない」ことを、〈不可欠の要件〉とするものでなくてはならぬ。

なぜなら、この〈要件〉がなくては、「戦争」の生起は、〈偶発的〉となり、ホブズとしては、この“EoL.” Pt. I. Chap. 14.の§. 6. にあって、「自然権」が、「各人」のものであることを、根拠づけることが、できなくなるからである。

すなわち、「戦争」が「死」の〈必然性〉を含意するゆえにこそ、「自然権」を「各人」がもつのであって、そして、「戦争」は、それが「死」の〈必然性〉

第1部

ホブズにおける・「契約 (Pact, Covenant)」, および, 「自然権」, 「自然法」, の諸概念の分析 (第I章—第XII章) 49

を含意しうるためには, <偶発的>なものであってはならず, さらに, 「戦争」の生起自体が<必然性>をもたなければならず, <偶発的>なものであってはならないのである。

(そして, そのところからすれば, ホブズが, 上掲の文章で, <共同の享受>・<共同の分割>が, 「時として」, <不可能>である, としているのは, 不正確である)。

4) では, 「目的であるもの」・「利益」の<共同の享受>・<共同の分割>が, <絶対に不可能>である, という・「戦争」の・<必然>の生起の<不可欠の要件>は, いかにして, 立てられうるであろうか。

5) まさにここに, “Lev.” Pt. I. Chap. XIII.が, E, L. prg. 1. の冒頭にあつて, 「自然は, 身体の諸能力と心の諸能力との上で, 人間を, それこそ平等なものに, 造っております」という表現のもとに, <第一の「平等」概念> (<「各人」は, 「どのような利益」であるにせよ, その「利益」を, 他の・いかなる「各人」とも「同じ程度で」, 「自分のものであると言い張る」<ことができる>> ことを意味する「平等」概念) を, 示した理由がある。

6) また, この<第一の「平等」概念>の<根拠>として, <第二の「平等」概念> (「身体の諸能力」と, 「賢さ」という「心の能力」以外の「心の諸能力」と, そして「賢さ」という「心の能力」との「すべて」の「総計」にあつては, 「各人」と「各人」とは, 「平等」であることを意味する「平等」概念) を, そしてまた, それゆえ, この<第二の「平等」概念>の・さらに<根拠>として, <第三の「平等」概念> (<「賢さ」にあつては, 「あらゆる人間」は, 「平等」である> ことを意味する「平等」概念) を, おいた理由も, 上記・5) に不可分離の関係をもっているのである。

7) 本章・前出・I —— Aに知ったとおり, “EoL.” Pt. I. Chap. 14. §. 2. に語られる「平等」概念は, <一つ>には, 「成熟した年齢の人間」における・「体力」の「平等」, ないし「知識」の「平等」を意味し, <二つ>には, <人間の身体の・破壊にたいする脆弱性>を<根拠>とする・「人間の生命を

奪い去ること」の〈容易性〉の「平等」を、ないしは、「人間の力を破壊し尽す」ことの〈容易性〉の「平等」を、意味するものであった。

このうち、〈第一〉の「平等」概念は、“Lev.”にあっての〈第二の「平等」概念〉の〈萌芽〉と見なければならぬにしても、なお、あくまで〈萌芽〉であるにとどまるものであって、前見の「戦争」の〈必然〉の生起の〈不可欠の条件〉たりうるには足りないのであり、そして、〈第二〉の「平等」概念は、その〈不可欠の条件〉とは、まったく無縁である。

8) こうして、“EoL.”にあってすでに、“Lev.”におけると同じ「戦争」の「原因」の〈最初の契機〉を、「目的であるもの」・「利益」にたいする「欲求」においたホブズは、この〈契機〉に発する「戦争」の〈必然〉の生起の〈不可欠の条件〉が、“EoL.”の論述には欠如している、という自覚から、(この自覚には、おそらく、“DC.”の執筆時に、ホブズが達したものであろう)、“Lev.”にあって、〈まず最初に〉、その〈不可欠の条件〉が成立する基礎として、〈三つの「平等」概念〉を構想したものと、解さなければならない。

9) ところで、つぎに、「欲求」の対象である「目的であるもの」・「利益」について、〈共同の享受〉・〈共同の分割〉が〈不可能〉である、という〈条件〉がある時には、「帰結」するのは、「力のより強い者が、ひとりで、その・目的であるものを享受するほかない」ということであるとされ、さらに、「誰が力のより強い者であるかは、戦争によって決定されるほかない」ということであるとされる。

この論述が意味するところは、「目的であるもの」・「利益」が、それを「欲求」する人間にとって、〈高度〉の「よいもの」である、ということではなくてはならない。

言いかえれば、「享受」しうるためには、「より強い力」を要するもの、そして、「誰が力のより強い者であるか」を「決定する」のに、すなわち、「享受」しうるのに、「戦争」を賭さなければならない程の・〈高度〉の「よいもの」であるのでなくてはならないのである。

10) ところで, “Lev.”に至ると, 「目的であるもの」としての「利益」すなわち「よいもの」とは, 「欲求」の対象であるものであり, 「欲求」の対象であるものは, すべて, 「生命運動」を「強める」・「助ける」という「内側へ向かう」〈内部運動〉を「心臓」に生じさせる〈外部運動〉を発する「外部にある対象」である, とされることになるのであった。(本稿・第II部。第III章。IV) (『教養部紀要』。第29号。)

してみると, “EoL.”の・この箇所において, 人間が「欲求」するところの「目的であるもの」, 〈高度〉の「よいもの」とは, やがて “Dē Hómīne.”において, 「よいもの第一に位するものは, 各人にとって, 自分の生命の保存である」とされる・その「自分の生命の保存」そのものであるか, ないしは, これに〈適合した諸手段〉である, と考えなくてはならない。

11) であるとするならば, ここ “EoL.” Pt. I. Chap. 14. §. 4. においても, 「戦争」は, 「各人」が「自分の生命の保存」にたいしてもつ「自然権」としての・上記の「目的であるもの」の「享受」のための〈行動〉であり, それゆえ, 「戦争」の〈個別の原因〉は, 「目的であるもの」にたいする「欲求」を〈最初の契機〉とし, 「自分の生命の保存」にたいする「欲求」に基づいた・「各人」の「自然権」であることになる。

そこで, “EoL.” Pt. I. Chap. 14. の§. 3. と§. 4. とにあっては, 「お互いが加え合う暴力」ないし「戦争」の〈個別の原因〉は, 「各人」がもつ・〈思い上がり〉にたいする「欲求」と, 「各人」が抱く・「目的であるもの」[「利益」]にたいする「欲求」という〈二つ〉の〈最初の契機〉をもつ・「各人」の「自然権」である。

(“DC.”, “Lev.” についての分析は, 次号以下に所載)